



## 県内第1号「公益社団法人益田市医師会」、第2号「株式会社山陰合同銀行」

### 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の交付式を開催!!

島根労働局（局長 浅野茂充）では、平成28年4月1日に施行された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、公益社団法人益田市医師会、株式会社山陰合同銀行を同法第9条基準適合一般事業主（「えるぼし」認定事業主）として認定し、平成28年12月15日（木）に認定通知書交付式を開催いたしました。

「えるぼし認定」とは、女性活躍推進に関する行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、取組の実施状況等が認定基準を満たす優良な事業主を厚生労働大臣が認定するもので、認定基準を満たした項目数に応じて3段階あり、益田市医師会は認定段階が最高位の3段階目、山陰合同銀行は2段階目の認定となりました。

本認定は、山陰両県で初めての認定となります。

#### 1 公益社団法人益田市医師会（益田市） 〈認定段階3〉



認定マーク「えるぼし」  
(認定段階3)



- 認定基準の「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つ全てを満たす

#### 2 株式会社山陰合同銀行（松江市） 〈認定段階2〉



認定マーク「えるぼし」  
(認定段階2)



- 認定基準の「採用」「労働時間等の働き方」「多様なキャリアコース」の3項目を満たす

「えるぼし認定」を受けた企業は、認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用し、女性の活躍を推進している企業であることをアピールすることができます。

女性の活躍推進に積極的にお取り組みの事業主におかれましては、ぜひ、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出や「えるぼし認定制度」の申請をご検討ください。

問合せ先：島根労働局雇用環境・均等室 電話0852-31-116